

令和 7 年度新居浜市国民健康保険事業計画と実績

1～2 (省略)

3 重点事業

- (1) 適正な保険料率の設定
- (2) 適正な保険料の徴収
- (3) 被保険者資格の適用の適正化
- (4) 適正な保険給付
- (5) 保健事業
- (6) 医療費の適正化
- (7) 広報啓発事業

4 重点事業の内容

(1) 適正な保険料率の設定

令和 7 年度の保険料率については、一般会計からの法定外繰入による赤字補填を解消できる料率を設定します。また、令和 5 年度決算時の財政調整基金の取崩しにより基金残高が枯渇しているため、今後の不測の事態に備え、基金積立が見込まれる料率とします。

【実績】

令和 6 年度でこれまでの懸案事項であった赤字が解消され、財政調整基金への積立を行いました。(令和 6 年度末基金残高: 約 7 千万円) そのため、令和 7 年度の保険料率については、内訳の改定のみを行い全体の料率は据え置きとしています。

なお、令和 7 年度においても一般会計からの赤字補填繰入は不要となる見込みとなっています。

(2) 適正な保険料の徴収

県運営方針に基づき、直近 3 か年(令和 3 年度～令和 5 年度実績)の最高収納率である現年度分 96.56%、滞納繰越分 50.91%を収納率目標とし、収納対策の強化に努めます。

収納率目標と収納実績

	現年度分	滞納繰越分
令和 7 年度 目標	96.56%	50.91%
令和 6 年度 見込	96.29%	46.27%
令和 5 年度 実績	96.25%	44.13%
令和 4 年度 実績	96.34%	48.42%
令和 3 年度 実績	96.56%	50.91%

令和 6 年 12 月の法改正により短期被保険者証の制度が廃止されたため、滞納者との接触機会の維持、向上が課題となっています。そのため、滞納者との接触機会の確保や適切

な滞納処分を行い、保険料収納率の向上を図ります。

ア 滞納者との早期接触

保険料等相談員4名を任用し、滞納初期段階で電話や訪問による納付勧奨を行い、滞納の早期解消を図ります。

イ 滞納処分

滞納者の預貯金、生命保険等財産調査等を実施し、財産が発見された場合は適切に滞納処分を実施します。

【実績】※件数等は令和7年12月末時点

収納率目標と収納実績

	現年度分	滞納繰越分
令和7年度 目標	96.56%	50.91%
令和7年度 見込	96.00%	48.50%
令和6年度 実績	95.90%	48.23%

滞納者の財産調査（738件）及び給与支払先調査（33件）、取引先調査（22件）等を行い、滞納処分（173件）を実施した。

(3) 被保険者資格の適用の適正化

被保険者資格の適用の適正化は、国保事業を健全に運営するうえで基本的な事項であるため、資格得喪未届者の的確な把握と適用に努めます。

ア 資格適用の適正化対策

医療保険者等向け中間サーバーに登録された資格情報をもとに、被用者保険等と国民健康保険の資格が重複している者のリストを活用し、資格の得喪処理の適正化を図ります。

イ 居所不明者の調査、職権消除

事務処理要領に基づき、居所が不明な被保険者に対し、現地調査などを実施した結果、不現住が確認された被保険者について、市民課に住民基本台帳の抹消を依頼し、資格喪失処理を行います。

ウ 未申告者対策

所得申告のない世帯については、適正な所得把握のため、簡易申告書を送付するほか、返信のない世帯には訪問等により申告を促します。

【実績】※件数等は令和7年12月末時点

ア 資格適用の適正化対策

マイナンバーカードと健康保険証が一体化されたことにより、オンライン資格確認が導入され、国民年金情報より詳細な情報が得られることから、医療保険者等向け中間サーバーに登録された資格情報をもとに、被用者保険等と国民健康保険の資格が重複している者のリストにより、資格の得喪申請漏れが疑われる被保険者に申請勧奨（293件）を行い、可能な者については職権による資格喪失処理（86件）を行った。

イ 居所不明者の調査、職権消除

居所不明者の現地調査等を行い、不現住者の把握に努めた結果、市民課に住民基本台

帳の抹消を依頼し、資格喪失処理を行った（1件）。

ウ 未申告者対策

所得申告のない世帯へ簡易申告書を送付（1,579件）し、返信のない世帯へは訪問や電話により申告勧奨を行った。

（4）適正な保険給付

保険給付の適正化を図るため以下の取組を行います。

ア レセプト点検

医療費の適性化と抑制を図るため、レセプト点検員3名を任用し、診療報酬明細書の厳正な内容点検を行うとともに、研修等により点検員の技術向上を図ります。レセプト点検においては、財政効果率（内容点検）0.20%を目標とし、点検効果の向上に努めます。

イ 療養費の支給の適正化

県が作成する療養費の支給事務に関する基本的な考え方や一定の基準についての事務処理マニュアルを活用して療養費支給の適性化を図ります。また、柔道整復については患者調査を実施し、不正防止に取り組みます。

ウ 第三者行為求償や過誤調整等の取組強化

県内で統一化される疑義案件の抽出方法に基づき処理を行うことにより、第三者行為求償事務の強化に取り組みます。

過誤調整等については、窓口での資格得喪の手続時に確実に被保険者への案内を行い、資格喪失後受診の防止に努めます。また、積極的に保険者間調整を活用することにより、診療報酬返還金の未収防止を図ります。

【実績】※件数等は令和7年12月末時点

ア レセプト点検

- ・診療報酬明細書再審査請求 3,406件
- ・診療報酬査定減額 3,457,487円

イ 療養費の支給の適正化

- ・柔整療養費患者調査 14件

ウ 第三者行為求償や過誤調整等の取組強化

- ・傷病届受付 20件
- ・第三者行為納付 17件、18,634,349円
- ・資格点検過誤調整 798件
- ・診療報酬等返還請求 34件、5,376,537円（調定額）

（5）保健事業

生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に、特定健康診査・特定保健指導に積極的に取り組むとともに、「第3期保健事業実施計画（以下、「データヘルス計画」という。）」及び「第4期新居浜市特定健康診査等実施計画」に基づいた保健事業に取り組みます。

ア 特定健康診査・特定保健指導

被保険者の生活の質の維持及び向上と医療費の伸びを抑制するためには、脳血管疾患や虚血性心疾患等の罹患率を下げるのが課題となっています。

その課題解決に向けて、特定健康診査の受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上を目指した効果的な取組を実施します。

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標値と実績

		特定健康診査の受診率	特定保健指導の実施率
令和7年度	目標	37.5%	60.0%
令和6年度	見込	35.0%	60.0%
令和5年度	実績	36.1%	60.6%
令和4年度	実績	36.3%	68.8%
令和3年度	実績	32.9%	62.0%

イ データヘルス計画の推進

被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を実現するため、「データヘルス計画」に基づいて、生活習慣病の発症及び重症化予防のための効果的かつ効率的な保健事業に取り組めます。

特に、脳血管疾患や虚血性心疾患といった疾患にかかる医療費・介護給付費は高額であるため、これらの疾患の最大の危険因子である「高血圧」に着目した高血圧重症化予防事業の強化を優先課題としています。具体的には、家庭血圧測定の実践化と治療継続の必要性について、保健指導と普及啓発を行います。特定健診の結果でⅡ度高血圧（高血圧治療中の人も含む）だった者の割合は、9.0%（現状値：R5集計9.8%（522人））を目指します。

【実績】※件数等は令和7年12月末時点

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標値と実績

		特定健康診査の受診率	特定保健指導の実施率
令和7年度	目標	37.5%	60.0%
令和7年度	見込	37.0%	60.0%
令和6年度	実績	36.0%	59.8%
令和5年度	実績	36.1%	60.6%
令和4年度	実績	36.3%	68.8%
令和3年度	実績	32.9%	62.0%

ア 特定健康診査・特定保健指導

- ・ 特定健康診査受診券送付者 13,884件（参考：前年 14,841件）
- ・ 特定健康診査受診者 4,014人（参考：前年同時期 4,182人）
- ・ 特定保健指導 初回面接実施者 252人（参考：前年同時期 279人）

イ データヘルス計画の推進

- ・ 特定健診受診勧奨通知（はがき） 26,453件(直営11,453件、委託15,000件)
- ・ 心疾患重症化予防事業（循環器科紹介） 25人
- ・ II度高血圧（治療中も含む）の者の割合 11.0%、544人

（6）医療費の適正化

県内平均に比べ高い一人当たり医療費の抑制を図るため、以下の取組を行います。

ア ジェネリック医薬品の利用率向上

「ジェネリック医薬品希望カード」の全戸配布及び新規加入者への窓口配布を実施します。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬剤費の差額通知を年4回実施します。ジェネリック医薬品の使用率は80.0%を目指します。

イ 医療費通知

医療費の適正化、適正受診及び健康に対する意識啓発を目的に、年4回実施します。

ウ 重複受診者等に対する訪問指導

レセプト情報を活用して、重複受診者のうち、重複服薬者を中心に、適正受診や疾病予防に関する指導を行います。

【実績】※件数等は令和7年12月時点

ア ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品利用差額通知 3回、123件

イ 医療費通知

医療費通知 3回、37,739枚

ウ 重複受診者等に対する訪問指導

重複受診・服薬者指導 13人

（7）広報啓発事業

法改正により令和6年12月から施行されたマイナ保険証を基本とする仕組みや被保険者の健康づくりに関する正しい情報について重点的に周知、広報を図ります。

ア マイナ保険証を基本とする仕組みの周知

市政だより、ホームページ、パンフレットを活用し、周知を図ります。

イ 健康寿命の延伸

市政だより、ホームページ、パンフレットを活用し、周知を図ります。

ウ 医療費適正化

市政だより、ホームページを活用し、周知を図ります。

【実績】

ア マイナ保険証を基本とする仕組みの周知

（ア）パンフレット

「みんなの国民健康保険」配布 15,000件

（イ）市政だよりの掲載

- ・ 6月 国民健康保険にご加入のみなさんへ
- ・ 7月 『資格確認書』または『資格情報のお知らせ』を交付します

マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます
「限度額適用認定証」の更新手続きについて

(ウ) インターネットの活用

ホームページ新規及び修正掲載

- ・令和7年度国民健康保険「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の送付について
- ・外国人の方へ マイナ保険証の利用案内
- ・70歳以降の資格確認書または資格情報のお知らせについて

イ 健康寿命の延伸

・市政だより 5月 高血圧予防

6月 特定健診・がん検診等

8月 栄養・適正飲酒

1月 運動、集団健診最終案内（予定）

2月 特定健診・後期高齢者健診最終案内（予定）

通年 毎月17日はローソルト+ベジチェック健康相談

- ・ホームページ掲載「令和7年度 特定健康診査のご案内」「知っとる？自分の血圧」他
- ・パンフレット「知っとる？自分の血圧」 10,634枚

ウ 医療費適正化

・市政だより 12月 医療費適正化

- ・ホームページ掲載「ジェネリック医薬品の利用にご協力をお願いします」